

戦前小学校算術教育制度史研究 — 明治19年から昭和20年までの期間 —

山 本 信 也

A Study of the Japanese Educational Systems of Mathematics Education in Elementary Schools

Shinya YAMAMOTO

(Received September 1, 1999)

I はじめに

戦前の小学校の算術(算数)科に関する法令については, 従来の数学教育史研究においてもその一部は取り上げられ, その歴史的意味が考察されている。しかしながら算術(算数)科に関する法令全体およびその変遷についてはまだ整理されていない状況である。そこで本稿では, 明治19年(1886)の各種学校令から昭和20年(1945)の期間に限定して, その期間における小学校算術(算数)科に関する教育法令を特定化し, その期間を通用した法令をもとに時代区分を行った。

算術(算数)科の法令全体の変遷と当時通用した条文を把握することによって, この期間における小学校算術(算数)科に関する議論や新しい実践がどのような法令下で行われたのかが明らかになる。それらの議論や実践の歴史的意味を考察する上で当時通用していた法令と比較検討は不可欠である。なお本稿では, 「小学校」は「尋常小学校」及び「高等小学校」, 昭和16年以降は「国民学校初等科」及び「国民学校高等科」を意味するものとする。

まず, 以下では明治5年(1873)から昭和20年(1945)までの間に公布された法令の中で小学校の算術(算数)科に関連する法令を特定化した。算術(算数)科という教科の規定については, 「小学校ノ学科及其程度」(明治19年5月25日制定)及び「小学校教則大綱」(明治24年11月17日制定), 明治33年以降は「小学校令施行規則」(明治33年8月21日制定)によって知ることができる。これらの規定をもとに明治19年以降について時代区分を行った。各学年の算術(算数)科の指導内容については, 明治33年8月21日の「小学校令施行規則」にその基準が示されている。この法令以前のものも取り上げ, 指導内容の基準の変遷を明らかにした。

II 小学校算術(算数)科に関する法令

1. 明治5年から昭和20年の小学校算術(算数)科に関する法令等

表1は, 『明治以降教育制度発達史』(全12巻), 『近代日本教育制度史』(第2, 3巻)の全頁に目を通し, 明治5年(1872)の「学制」から昭和20年の期間に公布された小学校算術(算数)科に関連する法令とそれに関して文部省から出された解説等を抽出したものである。

表1 明治5年から昭和20年までの小学校算術(算数)科関連法令及び解説

- (1) 「学制」(明治5年8月3日 文部省布達第13号別冊)
- (2) 「小学教則」制定(明治5年9月8日 文部省布達番外)
- (3) 「小学教則概表」(明治5年11月10日 文部省布達番外)
- (4) 「小学教則」改正(明治6年4月5日 文部省布達第37号)
- (5) 「小学教則」改正(明治6年5月19日 文部省布達第76号)
- (6) 洋算日本算の扱い(明治7年3月18日 文部省布達第10号)
- (7) 「教育令」(明治12年9月29日 太政官布告第40号)
- (8) 「教育令」改正(明治13年12月28日 太政官布告第59号)
- (9) 「小学校教則綱領」(明治14年5月4日 文部省布達第12号)
- (10) 「小学校令」制定(明治19年4月10日 勅令第14号)
- (11) 「小学校ノ学科及其程度」制定(明治19年5月25日 文部省令第8号)
- (12) 「小学校ノ学科及其程度」改正(明治19年12月28日 文部省令第25号)
- (13) 「小学校令」改正(明治23年10月3日 勅令第215号)
- (14) 「随意科目等ニ関スル規則」制定(明治24年11月17日 文部省令第10号)
- (15) 「小学校教則大綱」制定(明治24年11月17日 文部省令第11号)
- (16) 「小学校令」改正(明治33年8月20日 勅令第三百40号)
- (17) 「小学校令施行規則」制定(明治33年8月21日 文部省令第14号)
- (18) 「小学校令」改正(明治36年4月13日 勅令第74号)
- (19) 「小学校令施行規則」改正(明治36年4月29日 文部省令第22号)
- (20) 「小学校令施行規則」改正(明治37年10月8日 文部省令第19号)
- (21) 「小学校令」中改正(明治40年3月21日 勅令第52号)
- (22) 「小学校令施行規則」改正(明治40年3月25日 文部省令第6号)
- (23) 「小学校令施行規則」改正(明治43年3月17日 文部省令第4号)
- (24) 「小学校令」改正(大正8年2月7日 勅令第10号)
- (25) 「小学校令施行規則」改正(大正8年3月29日 文部省令第6号)
- (26) 「小学校令」中改正(大正15年4月22日 勅令第73号)
- (27) 「小学校令施行規則」改正(大正15年4月22日 文部省令第18号)
- (28) 「小学校令及同施行規則中改正ノ要旨竝施行上ノ注意事項」(大正15年4月22日 文部省訓令第10号)
- (29) 「小学校令施行規則」改正(昭和2年12月29日 文部省令第32号)
- (30) 「小学校令施行規則」改正(昭和13年1月29日 文部省令第2号)
- (31) 「国民学校令」制定(昭和16年3月1日 勅令第108号)
- (32) 「小学校令施行規則」改正(昭和16年3月14日 文部省令第4号)
- (33) 「国民学校令及同施行規則公布ニ際シ地方長官ニ対スル訓令」(昭和16年3月29日 文部省訓令第9号)

明治19年(1886)には当時文部大臣であった森有礼によって各種学校令が公布され、戦前の学校教育制度の基礎がつけられた。以下では明治19年から昭和20年(1945)の期間、約60年間に限定して、「小学校」の教科としての算術(算数)科はどう規定されたか、さらにどのような指導内容の基準が示されたかについて明らかにする。

2. 明治19年から昭和20年の算術(算数)科の規定に関する法令

明治19年4月10日に公布された「小学校令」(勅令第14号)には「小学校」という学校の規定はない。明治19年以降「小学校」が初めて規定されたのは明治23年10月3日の「小学校令」(勅令第215号)においてであった。これが昭和16年の「国民学校令」まで約50年間通用した「小学校」の規定である。

「第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎竝其生活ニ必須ナル普

通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

なお、「国民学校令」(昭和16年3月1日勅令第118号)では「国民学校」は以下のように規定された。

「第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」

それでは、小学校の教科としての算術科はどのような性格の教科であったか。これについては、明治33年以前では「小学校ノ学科及其程度」(明治19年5月25日制定)及び「小学校教則大綱」(明治24年11月17日制定)に、明治33年以降は「小学校令施行規則」(明治33年8月21日制定)に示されている。特に「小学校令施行規則」ではその第四条が算術科に関する規定である。表2は、算術(算数)科に関する規定の制定と改正に係わる法令を時代順に列挙したものである。

表2 小学校算術(算数)科の規定に関する法令の制定と改正

- (1) 「小学校ノ学科及其程度」制定(明治19年5月25日 文部省令第8号)
- (2) 「小学校ノ学科及其程度」改正(明治19年12月28日 文部省令第25号)
- (3) 「小学校教則大綱」制定(明治24年11月17日 文部省令第11号)
- (4) 「小学校令施行規則」制定(明治33年8月21日 文部省令第14号)
- (5) 「小学校令施行規則」改正(明治37年10月8日 文部省令第19号)
- (6) 「小学校令施行規則」改正(明治40年3月25日 文部省令第6号)
- (7) 「小学校令施行規則」改正(大正15年4月22日 文部省令第18号)
- (8) 「小学校令施行規則」改正(昭和13年1月29日 文部省令第2号)
- (9) 「小学校令施行規則」改正(昭和16年3月14日 文部省令第4号)

3. 算術(算数)科の時代区分(明治19年から昭和20年)

上記の表2に示した各法令の条文には、以前の条文の改正箇所しか示されていない。ある時期にどのような規定が通用していたかを知る便宜を考えて、以下では以前の条文を参照しながら改正された箇所を参照して条文をつくり、その時代区分を行った。

以下に示すように明治19年から昭和20年までの期間では、算術科の規定は9期に分けられる。各時期の区分は、法令の施行日が示してある場合はその日からとし、記載がない場合にはその公布日とした。なお昭和16年4月1日施行の「国民学校令」において、「算術」という教科名は「理科算数」に改められた。

第I期：明治19年5月25日から明治19年12月28日

「小学校ノ学科及其程度」(明治19年5月25日 文部省令第8号)で、初めて算術科は次のように規定された。

算術 尋常小学科ニ於テハ珠算ヲ用ヒ加法減法乗法除法普通ノ度量衡貨幣日用適切ノ雜題及暗算
高等小学科ニ於テハ筆算ヲ用ヒ算用数字簡易ナル命位記数加法減法乗法除法分数小数比例利息算雜題簿記ノ概略及暗算

第II期：明治19年12月28日から明治24年11月17日

「小学校ノ学科及其程度」改正(明治19年12月28日 文部省令第25号)は算術科に関する改正である。これにより算術科の規定は以下のように改正された。ここでの改正は、尋常小学校での筆算の扱いについての付帯事項が追加されたことである。

算術 尋常小学科ニ於テハ珠算ヲ用ヒ加法減法乘法除法普通ノ度量衡貨幣日用適切ノ雜題及暗算高等小学科ニ於テハ筆算ヲ用ヒ算用數字簡易ナル命位記數加法減法乘法除法分數小數比例利息算雜題簿記ノ概略及暗算

尋常小学科ニ於テ筆算ヲ用フルトキハ算用數字簡易ナル命位記數加法減法乘法除法普通ノ度量衡貨幣日用適切ノ雜題及暗算トシ高等小学科ニ於リ分數小數比例利息算開平開立求積雜題簿記ノ概略及暗算トス

又尋常小学校ニ於テハ筆算珠算ヲ併置スルモ妨ケナシ

第III期：明治24年11月17日から明治34年4月1日

「小学校教則大綱」(明治24年11月17日 文部省令第11号)によって、算術科の規定は次のように改正された。従来算術科については指導内容のみで規定されていたが、その趣旨がここで初めて示されたことが大きな改正点である。教科の総括目標とその指導内容の二つを示す形式はその後の条文でも踏襲されていく。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ兼ネテ思想ヲ精密ニシ傍ラ生業上有益ナル知識ヲ與フルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初メ八十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル計ヘ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク數ノ範圍ヲ拡メテ百以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル加減乗除及通常ノ小數ノ計ヘ方ヲ授クヘシ

初年ヨリ漸度量衡貨幣及時刻ノ制ヲ授ケ之ヲ日常ノ事物ニ応用シテ其計算ニ習熟セシムヘシ

尋常小学校ニ於テ筆算若クハ珠算ヲ用ヒ又ハ筆算珠算ヲ併セ用フルコトハ土地ノ情況ニ依ルヘシ

高等小学校ニ於テハ筆算ヲ用ヒ初メハ度量衡貨幣及時刻ノ計算ヲ練習セシメ漸ク進ミテハ簡易ナル比例問題ト通常ノ分數小數トヲ併セ授ケ又學校ノ修業年限ニ応シ更ニ稍複雑ナル比例問題及日常適切ノ百分算ヲ授ケ土地ノ情況ニ依リテハ開平開立及簡易ナル求積若クハ日用簿記ノ概略ヲ授ケ又ハ珠算ヲ用ヒテ加減乗除ヲ授クヘシ但尋常小学校ニ於テ珠算ノミヲ学ヒタル者ニハ最初筆算ヲ用ヒテ加減乗除ヲ授クヘシ

算術ヲ授ケクルニハ理會精密ニ運算習熟シテ応用自在ナラシメンコトヲ努メ又常ニ正確ナル言語ヲ用ヒテ運算ノ方法及理由ヲ説明セシメ殊ニ暗算ニ熟達セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項ヲ適用シ又ハ土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ノモノヲ撰フヘシ

第IV期：明治34年4月1日から明治38年3月31日

明治33年8月21日「小学校令施行規則」(文部省令第14号)が制定され、その第四条が算術科に関するものである。ここで示された算術の総括目標は昭和16年の「国民学校令」の制定に伴う「小学校令施行規則」(昭和16年3月14日 文部省令第4号)の改正まで約40年間の算術科の総括目標として通用した。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初八十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ拡メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小數ノ呼ヒ方、書キ方及簡易ナル加減ヲ授ケ漸次本邦度量衡、貨幣及時ノ制ノ大要ヲ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ初ハ尋常小学校ニ於テ授ケタル事項ヲ拡メテ學習セシメ漸ク進ミテハ簡易

ナル小数、分数及比例ヲ授ケ又学校ノ修業年限ニ応シ更稍ノ複雑ナル比例及日常適切ノ百分算ニ及ホシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル求積若ハ日用簿記ノ大要ヲ授ケ又ハ之ヲ併セ授クヘシ算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得算術ヲ授ケクルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ応用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ撰フヘシ

第V期：明治38年4月1日から明治41年3月31日

明治37年10月8日「小学校令施行規則」(文部省令第19号)の改正は、算術科に関する改正である。尋常小学校では「小数ノ呼ヒ方、書キ方及簡易ナル加減」の条文が「小数ノ呼ヒ方、書キ方及簡易ナル加減乗除」と改正され、高等小学校では、「簡易ナル求積」が削除された。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ十以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル数ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範囲ヲ拡メテ百以下ノ数ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小数ノ呼ヒ方、書キ方及簡易ナル加減乗除ヲ授ケ漸次本邦度量衡、貨幣及時ノ制ノ大要ヲ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ初ハ尋常小学校ニ於テ授ケタル事項ヲ拡メテ學習セシメ漸ク進ミテハ簡易ナル小数、分数及歩合算ヲ授ケ又学校ノ修業年限ニ応シ更ニ比例ヲ授ケ土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授ケクルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ応用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ撰フヘシ

第VI期：明治41年4月1日から大正15年4月22日

明治41年4月より、義務教育年限が4年間から6年間に延長され、尋常小学校は6年間となった。「小学校令施行規則」改正(明治40年3月25日文部省令第6号)は、この義務教育年限延長に伴う改正であり、高等小学校の内容であった「諸等数及簡易ナル分数、歩合算」が新たに尋常小学校の指導内容となった。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ十以下ノ数ノ範囲内ニ於ケル数ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範囲ヲ拡メテ百以下ノ数ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小数、諸等数及簡易ナル分数、歩合算ヲ授クヘシ

高等小学校ニ於テハ分数、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ学校ノ修業年限ニ応シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授ケクルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ応用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ撰フヘシ

第VII期：大正15年4月22日から昭和13年1月29日

大正15年4月22日「小学校令施行規則」が改正され（文部省令第18号）、尋常小学校では新たに「簡易ナル比例」が指導内容となり、高等小学校では「数ノ代数的計算」、幾何図形が新たに指導内容となった。また、算術科全般にわたって「実験実測」が強調された点も注目に値する。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範囲内ニテ其ノ唱ヘ方、書き方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範囲ヲ広メテ小数、分数ニ及ホシ更ニ其程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ
高等小学校ニ於テハ尋常小学校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且数ノ代数的計算及幾何図形ニ関スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小学校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小学校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ実験実測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ応用自在ナラシムコトヲ努メ又図表複利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第VIII期：昭和13年1月29日から昭和16年3月31日

昭和13年1月29日の「小学校令施行規則」改正の主な点は、「暗算」、「筆算」、「珠算」の扱いに関するものである。

算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範囲内ニテ其ノ唱ヘ方、書き方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範囲ヲ広メテ小数、分数ニ及ホシ更ニ其程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ
高等小学校ニ於テハ尋常小学校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且数ノ代数的計算及幾何図形ニ関スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フヘシ

算術ヲ授クルニハ実験実測ヲ用ヒ計算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ応用自在ナラシムコトヲ努メ又図表複利表等ノ取扱ニ慣レシムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第IX期：昭和16年4月1日以降

「国民学校令」（昭和16年3月1日勅令第118号）に伴って「小学校令施行規則」が改正され（昭和16年3月14日文部省令第4号）、「算術」という教科名は「算数」（理数科算数）と改称され、その総括目標も改正された。昭和10年度から使用された国定教科書「尋常小学算術」の編集

方針であった「数理思想」という用語が条文に初めて示された。

理数科算数ハ数、量、形ニ関シ国民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ数理的処理ニ習熟セシメ数理思想ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ数、量、形ニ関スル日常普通ノ知識、処理方法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ産業、経済、国防等ニ関シ須要ナル数理的事項ヲ授クベシ
計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フベシ

日常生活ニ於ケル数量相互ノ関係ヲ明ナラシメ数理的考察ノ正確ヲ期スベシ

基礎的知識技能ノ反復練習ヲ重視シ応用自在ナラシムルニカムベシ

持久的ニ思考シ究明スルノ態度ヲ養フベシ

III 算術（算数）科の指導内容の基準

明治24年11月17日の「小学校教則大綱」（文部省令第11号）では、各学校では「教授細目」を作成しなければならないとされている。その基準となったのが明治33年以降「小学校施行規則」で示された別表である。別表には第四号表から第七号表まであり、尋常小学校、高等小学校の各学年毎に各教科の週当たりの授業時間数と指導内容が示されている。これは「小学校施行規則」などで示された各教科の指導内容をさらに学年毎に詳しく述べたものである。以下ではこれに注目して算術（算数）科の各学年の指導内容の基準を明らかにする。

1. 「教授細目」の作成

明治24年11月17日の「小学校教則大綱」（文部省令第11号）の第二十条によれば、各小学校では「教授細目」を定めなければならないとされている。

《第二十条 小学校長若クハ首席教員ハ小学校教則ニ従ヒ其小学校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ》

ここで「教授細目」というのは各学年の各教科の学期及び週の指導計画であり、それぞれの学校の実情に応じて作成されなければならないものであった。そのことは「小学校教則大綱」と同時に発表された「説明書」によって確認できる。

《凡小学校ニ於テ教授スヘキ事項ノ大要ハ小学校教則大綱ニ従ヒ地方長官ニ於テ規定スヘキハ勿論ナリト雖モ其細目ニ至リテハ土地ノ情況ニ依リ取捨増減シテ各其宜シキニ適シ教授ノ時日ニ応シテ適度ノ分量ヲ定メ相連絡統一センコトヲ要ス故ニ小学校長若クハ首席教員ハ小学校教則ノ程度ニ従ヒ教科書ノ有無ニ拘ハラス前以テ各教科目ノ教授細目ヲ作りテ学期及各週ニ配当スルハ頗ル緊要トス是第二十条ノ規定アル所以ニシテ教授ノ前途之ニ依リテ明瞭ニ教授ノ順序方法之ニ頼リテ秩然タルヲ得ヘキナリ之ニ加フルニ教授週録ヲ製シ各教科目ニ就キ毎週教授シタル事項ヲ登録シテ教授上ノ参考ニ資スルカ如キハ固ヨリ論ヲ俟タス乃チ教授細目ハ教授ノ予定ニシテ授業週録ハ教授ノ確定ナレハ之ニ資リテ繁簡難易斟酌シテ漸次教授ノ事項及順序方法ヲ改良スル得ヘク学校監督者ノ巡視アルモ直ニ其教授ノ既往ノ経歴将来ノ順序等ヲ示スコトヲ得ヘキナリ》（『明治以降教育制度発達史』第三卷、104頁）

最初の「小学校令施行規則」（明治33年8月21日 文部省令第14号 明治34年4月1日施行）では「教授細目」については第二十二條で次のように規定されている。

《第二十二條 学校長ハ其ノ小学校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ》（『明治以

降教育制度発達史』第四巻，68頁)

明治24年の「小学校教則大綱」と比較すると「教授細目」の作成主体が学校長となった点が異なるが、「教授細目」を作成すること自体は変化がない。明治33年以降「小学校令施行規則」の第十七条，第二十二條の改正はなく，各小学校が実情に合わせて「教授細目」を作成する方針は昭和20年まで続いた。

2. 明治33年以降の「第四号表」と「第五号表」の制定と改正

各小学校では各学年の指導内容及び週当たりの授業時間数を実情に合わせて編成しなければならないとされたが，各学年の詳細な指導内容及び授業時間数の基準は明治33年以前には示されていない。「教授細目」の作成に当たって，その基準が初めて示されたのは明治33年の「小学校令施行規則」(明治33年8月21日 文部省令第14号)であった。

この施行規則には，別表として第四号表，第五号表，第六号表，第七号表が掲載されている。「小学校令施行規則」の第十七条と第十八條では，各表が以下のように説明されている。

《第十七条 尋常小学校各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ第四号表に依ヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ学校長ニ於テ体操ノ毎週教授時数中ヨリ一時ヲ減スルコトヲ得 (後略)》(『明治以降教育制度発達史』第四巻，67頁)

《第十八條 高等小学校各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ第五号表乃至第七号表ニ依ヘシ但シ (後略)》(『明治以降教育制度発達史』第四巻，67頁)

要するに，第四号表は尋常小学校，第五号表から第七号表は高等小学校の就学年に応じて各学年の指導内容及び授業時間数を示した表であった。

表3は，明治33年以降尋常小学校の「教授細目」作成の基準となった第四号表と2年課程の高等小学校の基準となった第五号表の改正を時代順に列挙したものである。算術(算数)科の規定である「小学校令施行規則」の第四條の改正を示した表2と比較すると，両者は必ずしも連動した改正とはなっていない。明治43年3月17日の改正(文部省令第4号)と昭和2年12月29日の改正(文部省令第32号)が，第四号表及び第五号表だけの改正である。

表3 第四号表及び第五号表の制定と改正

- (1) 「小学校令施行規則」制定(明治33年8月21日 文部省令第14号)
- (2) 「小学校令施行規則」改正(明治37年10月8日 文部省令第19号)
- (3) 「小学校令施行規則」改正(明治40年3月25日 文部省令第6号)
- (4) 「小学校令施行規則」改正(明治43年3月17日 文部省令第4号)
- (5) 「小学校令施行規則」改正(大正15年4月22日 文部省令第18号)
- (6) 「小学校令施行規則」改正(昭和2年12月29日 文部省令第32号)
- (7) 「小学校令施行規則」改正(昭和13年1月29日 文部省令第2号)
- (8) 「小学校令施行規則」改正(昭和16年3月14日 文部省令第4号)

3. 算術(算数)科の指導内容の基準に関する時代区分

表3をもとに，明治34年4月1日から昭和20年までの間に，第四号表及び五号表の内容の変化に注目すれば，以下のように8つの時期に分けられる。なお，各期の期日については施行日がある場合にはその期日からとし，記載がない場合には公布日とした(図1参照)。

第1期：明治34年4月1日から明治38年3月31日

第2期：明治38年4月1日から明治41年3月31日

第1期：明治34年4月1日～明治38年3月31日

第2期：明治38年4月1日～明治41年3月31日

第3期：明治41年4月1日～明治43年3月17日

尋常小学校

算術	
五	時教毎 数授週
除方へ二数二 及方於ノ十 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ	第一学 年
六	時教毎 数授週
及方於ノ百 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ 除方へ二数	第二学 年
六	時教毎 数授週
乘通 除常ノ 加減	第三学 年
六	時教毎 数授週
(珠算 加減) 減書ノ乘通 方七及ノ 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ	第四学 年

高等小学校

四	時教毎 数授週
(珠算 加減) 算度加 小及量 数簡時 易ノ乘 計貨、 除、	第一学 年
四	時教毎 数授週
(珠算 加減乘除) 比、小 例簡数、 易、十 分ル数	第二学 年

典拠：「小学校令施行規則」改正
(明治37年10月8日文部省令第19号)

尋常小学校

算術	
五	時教毎 数授週
除方へ二数二 及方於ノ十 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ	第一学 年
六	時教毎 数授週
及方於ノ百 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ 除方へ二数	第二学 年
六	時教毎 数授週
乘通 除常ノ 加減	第三学 年
六	時教毎 数授週
(珠算 加減) 乘易書ノ乘通 除ナキ呼除常 ル方七及ノ 加及方小加 減簡、数減	第四学 年

高等小学校

四	時教毎 数授週
(珠算 加減) 諸等 数	第一学 年
四	時教毎 数授週
(珠算 加減乘除) 步、分 合、数	第二学 年

典拠：「小学校令施行規則」改正
(明治37年10月8日文部省令第19号)

尋常小学校

算術	
五	時教毎 数授週
除方へ二数二 及方於ノ十 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ	第一学 年
六	時教毎 数授週
及方於ノ百 加、ケ範以 減書ル冊下 乘キ数内ノ 除方へ二数	第二学 年
六	時教毎 数授週
乘通 除常ノ 加減	第三学 年
六	時教毎 数授週
(珠算 加減) 乘易書ノ乘通 除ナキ呼除常 ル方七及ノ 加及方小加 減簡、数減	第四学 年
四	時教毎 数授週
(珠算 加減) 諸等 数	第五学 年
四	時教毎 数授週
(珠算 加減乘除) 步、分 合、数	第六学 年

高等小学校

四	時教毎 数授週
(珠算 加減乘除) 比、步、分 例、合、数	第一学 年
四	時教毎 数授週
(珠算 加減乘除) 日、比 用、例 簿、記	第二学 年

典拠：「小学校令施行規則」改正
(明治40年3月25日文部省令第6号)

図1 明治33年～昭和20年における小学校算術（算数）科指導内容の基準の変遷

第4期：明治43年3月17日～大正15年4月22日
尋常小学校

算術	時教毎 数授週	
五	時教毎 数授週	第一学年
減二數ノ百 乗於ノ十千唱以 除ケ範以方へ下 ル冊下 方ノ 加内ノ 数		
六	時教毎 数授週	第二学年
乗於ノ百書ノ千 除ケ範以千唱以 ル冊下方へ下 加内ノ 方ノ 減二數 数		
六	時教毎 数授週	第三学年
乘通 除常ノ 加減		
六	時教毎 数授週	第四学年
(珠算ノ乘通 除ノ千呼除常 ル方七及ノ 加及方小加 減簡 数減 加減)		
四	時教毎 数授週	第五学年
(珠算ノ諸小整 等数 数 数 加減)		
四	時教毎 数授週	第六学年
(珠算ノ歩分 加減乗除 合 数 乗除)		

高等小学校

四	時教毎 数授週	
(珠算ノ歩分 加減乗除 比 合 数 乗除)		第一学年
四	時教毎 数授週	第二学年
(珠算ノ(日用簿記) 加減乗除 比 乗除)		

典拠：「小学校令施行規則」改正
(明治43年3月17日文部省令第4号)

第5期：大正15年4月22日～昭和2年12月29日
尋常小学校

算術	時教毎 数授週	
五	時教毎 数授週	第一学年
減二數ノ百 乗於ノ十千唱以 除ケ範以方へ下 ル冊下 方ノ 加内ノ 数		
六	時教毎 数授週	第二学年
乗於ノ百書ノ千 除ケ範以千唱以 ル冊下方へ下 加内ノ 方ノ 減二數 数		
六	時教毎 数授週	第三学年
乘通 除常ノ 加減		
六	時教毎 数授週	第四学年
(珠算ノ乘通 除ノ千呼除常 ル方七及ノ 加及方小加 減簡 数減 加減)		
四	時教毎 数授週	第五学年
(珠算ノ諸小整 等数 数 数 加減)		
四	時教毎 数授週	第六学年
(珠算ノ歩分 加減乗除 合 数 乗除)		

高等小学校

四	時教毎 数授週	
形算ノ、整 代分数、 珠幾数数、小 算何的、小 函計数数		第一学年
四	時教毎 数授週	第二学年
(珠幾数算比 算何的、例、 函計数、形算、歩 日用簿記) 合		

典拠：「小学校令施行規則」改正
(大正15年4月22日文部省令第18号)

第6期：昭和2年12月29日～昭和13年1月29日
尋常小学校

算術	時教毎 数授週	
五	時教毎 数授週	第一学年
易書ノ百 ナ千唱以 ル方へ下 計及方ノ 算簡 数		
六	時教毎 数授週	第二学年
易書ノ千 ナ千唱以 ル方へ下 計及方ノ 算簡 数		
六	時教毎 数授週	第三学年
整数ノ 計算		
六	時教毎 数授週	第四学年
計及方小整 算簡 数数 易書ノノ ナ千計計 ル方算算		
四	時教毎 数授週	第五学年
(珠算ノ小整 分数ノ計 数ノ計 算 算)		
四	時教毎 数授週	第六学年
(珠算ノ歩比 加減乗除 合 例 乗除)		

高等小学校

四	時教毎 数授週	
形算ノ、整 代分数、 珠幾数数、小 算何的、小 函計数数		第一学年
四	時教毎 数授週	第二学年
(珠幾数算比 算何的、例、 函計数、形算、歩 日用簿記) 合		

典拠：「小学校令施行規則」改正
(昭和2年12月29日文部省令第32号)

図1 明治33年～昭和20年における小学校算術(算数)科指導内容の基準の変遷

第7期：昭和13年1月29日～昭和16年3月31日

第8期：昭和16年以降

尋常小学校

算術	時教毎 数授週	
五		第一学年
易書ノ百 ナキ唱以 ル方へ下 計及方ノ 算簡'数		
六		第二学年
易書ノ千 ナキ唱以 ル方へ下 計及方ノ 算簡'数		
六		第三学年
整数ノ 計算		
六		第四学年
計及方小整 算簡'数数 易書ノノ ナキ計計 ル方算算		
四		第五学年
分小整 数ノ計 算算算		
四		第六学年
歩比 合例 算算		

高等小学校

	時教毎 数授週	
四		第一学年
形算ノ'整 '代分数 幾数数、小 何的、小 函計数数		
四		第二学年
(日用簿記) 幾数算比 何的、数 函計数、 形算ノ、 代合		

典拠：「小学校令施行規則」改正
(昭和13年1月29日 文部省令第2号)

国民学校初等科

科数理		科教	
理科	算数	科目	
五		数時	第一学年
察自然ノ 観	算数一 般	内容	
五		数時	第二学年
察自然ノ 観	算数一 般	内容	
一	五	数時	第三学年
察自然ノ 観	算数一 般	内容	
二	五	数時	第四学年
理科一 般	算数一 般	内容	
二	五	数時	第五学年
理科一 般	算数一 般	内容	
二	五	数時	第六学年
理科一 般	算数一 般	内容	

国民学校高等科

科数理		科教	
理科	算数	科目	
二	三	数時	第一学年
理科一 般	算数一 般	内容	
二	三	数時	第二学年
理科一 般	算数一 般	内容	

典拠：「小学校令施行規則」改正
(昭和16年3月14日 文部省令第4号)

図1 明治33年～昭和20年における小学校算術(算数)科指導内容の基準の変遷

年号	西暦	算術科の規定		第四号表及び第五号表	
明治20年	1887	I期	M19		
		II期	M24		
明治30年	1897	III期	M34		M34
		IV期	M38	1期	M38
明治40年	1907	V期	M41	2期	M41
				3期	M43
				4期	
大正元年	1911	VI期			
大正10年	1921				
昭和元年	1926		T15	5期	T15
昭和10年	1935	VII期			S2
			S13	6期	S13
		VIII期	S16	7期	S16
昭和20年	1945	IX期		8期	

図2 明治19年～昭和20年における小学校算術（算数）科の時代区分

- 第3期：明治41年4月1日から明治43年3月17日
- 第4期：明治43年3月17日から大正15年4月22日
- 第5期：大正15年4月22日から昭和2年12月29日
- 第6期：昭和2年12月29日から昭和13年1月29日
- 第7期：昭和13年1月29日から昭和16年3月31日
- 第8期：昭和16年以降

第四号表と五号表には全教科の指導内容が学年毎に示されているが、図1はその中で算術（算数）の部分抜き出して作成した。また図2は、明治19年から昭和20年までの期間における算術（算数）科の規定（「小学校令施行規則」第四条）に関する時代区分と第四号表及び五号表の時代区分を示した図である。

IV おわりに

明治19年以降の小学校算術（算数）科に関連する法令33個を特定化し、これらをもとに小学校算術（算数）科の規定及び指導内容の基準が通用した時期の区分を行った。これによって戦前の小学校算術（算数）科の教育法令の一部は整理できたものと思う。明治5年の「学制」から明治19年までの法令の整理は、教科の規定と指導内容の基準に関する法令上の記載事項に注目したがゆえに今回は見送った。稿を改めてこの期間に出された法令等を整理したいと考えている。また、算術科に関する議論と実践の歴史的意義を考察する上で国定教科書の内容との比較検討は必要であるが、本稿では国定教科書の変遷については取り上げなかった。これも稿を改めて取り組みたいと考えている。

参考文献

- 1) 小倉金之助・鍋島信太郎、『現代数学教育史』，大日本図書，1957.
- 2) 松原元一、『日本数学教育史・算数編（1）』，風間書房，昭和62年.
- 3) 松原元一、『日本数学教育史・算数編（2）』，風間書房，昭和62年.
- 4) 奥田真丈監修、『教科教育学百年史』，建帛社，昭和60年.
- 5) 奥田真丈監修、『教科教育学百年史資料編』，建帛社，昭和60年.
- 6) 文部省，『文部省教育百年史資料編』，帝国地方行政学会，昭和47年.
- 7) 文部省内教育史編纂会編修，『明治以降教育制度発達史』（第三巻），龍吟社，昭和13年.
- 8) 文部省内教育史編纂会編修，『明治以降教育制度発達史』（第四巻），龍吟社，昭和13年.
- 9) 文部省内教育史編纂会編修，『明治以降教育制度発達史』（第五巻），龍吟社，昭和14年.
- 10) 文部省内教育史編纂会編修，『明治以降教育制度発達史』（第七巻），龍吟社，昭和14年.
- 11) 近代日本教育制度史料編纂会編纂，『近代日本教育制度史料』（第二巻），講談社，昭和31年.
- 12) 近代日本教育制度史料編纂会編纂，『近代日本教育制度史料』（第三巻），講談社，昭和31年.